

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果  
(保育所等)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人 ACOBA
所 在 地	我孫子市本町3-4-17
評価実施期間	令和6年11月01日～令和7年1月30日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	白井市立桜台保育園 シロイシリツサクラダイホイクエン		
所 在 地	〒270-1412 千葉県 白井市 桜台 2-9		
交通手段	北総鉄道 千葉ニュータウン中央駅 下車徒歩15分		
電 話	047-492-6101	F A X	047-492-6102
ホームページ	<a href="https://www.city.shiroi.chiba.jp/soshiki/kenko/hoikuka/jik028/jik032/1421242399123">https://www.city.shiroi.chiba.jp/soshiki/kenko/hoikuka/jik028/jik032/1421242399123</a>		
経営法人	白井市		
開設年月日	平成6年4月		
併設しているサービス	特になし		

(2) サービス内容

対象地域	白井市および近隣市町村							
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
	9	13	18	20	30	30	120	
敷地面積	2,328.02㎡			保育面積		886.64㎡		
保育内容(該当分に ○印)	0歳児保育	障害児保育	延長保育	夜間保育	休日保育			
	病児保育(			一時保育	子育て支援			
健康管理	視診チェック(登園時・日中)、身体計測・衛生チェック(月1回)							
食事	自園にて調理、アレルギー食提供							
利用時間	平日7:00~19:00 土曜日7:00~17:00							
休 日	日曜日 祝日 12月29日~1月3日							
地域との交流	園庭開放、小・中学校との交流							
保護者会活動	特になし							

## (3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		12	37	49
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	29	1	1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	4	6	
	調理員	保育補助員	用務員	
	1	3	1	
	事務補助員	園長	副園長	
1	1	1		

## (4) サービス利用のための情報

利用申込方法	保育課にて受付	
申請窓口開設時間	平日8:30~17:15	
申請時注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込前に園見学を推奨している</li> <li>・利用の調整については、各世帯の状況に応じて点数化される</li> </ul>	
サービス決定までの時間	最短で1か月程度を要する	
入所相談	保育課窓口及び電話にて随時受付(8:30~17:15)	
利用料金	各世帯の市民税所得割額にて算定(最低8,700円~最高67,700円)	
食事料金	主食費400円 副食費5,200円(3歳未満児クラスは保育料に含む)	
苦情対応	窓口設置	あり(責任者:園長 受付:副園長)
	第三者委員の設置	あり(高尾 公矢 薄井 哲子)

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ \*（保育園記入）

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>【保育理念】 子ども一人ひとりの育ちを保護者と共に支援し、地域に信頼される保育園を目指す。</p> <p>【保育方針】 ・子どもたちが安定した生活が送れる環境を用意し、自己発揮できる活動の場を提供しながら健全な心身の発達を図る。</p>
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度で創立30年となります。</li> <li>・千葉ニュータウン中央駅、国道464線が走っているなど比較的通勤は便利なエリアです。</li> <li>・緑が多く隣や周りには公園があり、園外保育などの環境にも大変恵まれています。また、近くには桜台小・中学校があり交流も行っていきます。緑道の散歩時に近隣の方と挨拶を交わしたり、園庭開放等で地域との交流を持っています。</li> <li>・自園調理での給食とおやつを提供を行っています。</li> </ul>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場が併設されています。千葉ニュータウン中央駅、国道464線が走っているなど比較的通勤は便利なエリアです。</li> <li>・職員約50名（内、男性保育士3名）チームワーク良く、子どもと保護者に寄り添った温かい保育を行っています。</li> <li>・小さな生き物や植物に触れる機会が多く、好奇心や興味がたくさん生まれる環境の中、多様な経験をおして探究心が育まれます。</li> <li>・緑道の散歩時に近隣の方と挨拶を交わしたり、園庭開放や小・中学校との交流等で地域との関りを持っています。</li> <li>・保育園の全体的な計画に基づいて、0歳児から5歳児までの子どもの成長発達を見通し、連続性のある保育を展開しています。</li> <li>・食育計画に基づき食に関わる体験（食育活動）に力を入れています。自園調理での給食とおやつを提供しており、調理時間にはいい香りが漂い、温かい給食は子どもたちの楽しみとなっています。子どもが食物を育てて収穫し食する体験や、栄養士、調理員と直接かかわりを持つ経験等、様々な取り組みをする中で食への興味関心を深めています。</li> <li>・子ども一人ひとりが可能性を発揮し心身ともに健やかに成長していける保育を行っています。</li> </ul>

## 福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること	
1. 周囲の環境と清潔な保育室で明るく育つ子どもたち	当園は白井市立保育園であり、周囲は街中でありながら緑豊かな地域である。隣地は公園や遊歩道で、毎日園外に出かけることができる環境となっており、職員は積極的に戸外活動を行っている。また園内では3歳未満児の保育室は畳と床で居心地が良い。各保育室の室内は清潔に整理整頓され、子どもたちは戸外と室内を行き来しながら明るく育っている。
2. インクルーシブ保育を目指す保育の実践	当園では障害児保育を行っている。児童の障害の程度により児童発達支援事業所と連携して対応の相談等を行い、また、白井市子ども発達センター巡回指導を受けて児童の保育を行っている。これらの児童とのかかわりはインクルーシブ保育の一つの実践ともいえる。日頃の保育を園として検証し実践することにより、インテグレーション(統合)保育からインクルーシブ保育に向かっているといえるのではないかと考察する。これこそがこれからの公立保育所の存在意義と言えよう。
3. 分かりやすいマニュアルの整備と質の高い保育の実践への環境づくり	当園のマニュアルは分かりやすく、特に保育に関する内容は図解やフローチャートで一見して分かるように作成されている。時間外保育に携わる職員も誰もが、共有できる内容となっており、各クラスにファイルされ整備され活用されている。クラス会議の時には必ず園長・副園長が各クラスに参加し、全クラスとの連携がとれるように調整し、様々な雇用形態の職員の意見を引き出す環境を作り、質の高い保育に努めている。
4. 異年齢児との交流保育	低年齢クラスと高年齢クラスと一緒に遊ぶ時間を設けることで子どもたちの心に多くの良い刺激が生まれる。例えば朝の自由遊びでは年上の子どもが年下の子どもに遊び方を教えて双方が興味や関心をひろげ、「自分もこうなりたい」と思う憧れの心や「出来ないことに手を差しのべる」思いやりの心が芽生える姿や子どもが生き生きと活発になっていく姿が見え、異年齢交流の効果が表れている。
さらに取り組みが望まれるところ	
1. 保護者への情報発信とコミュニケーションへの配慮	園は保護者に対して園だより等により、園の行事や食事等に関するものの情報発信はあるが、個々の子どもの情報発信が少ないようである。保護者アンケートで「子どもが楽しく保育施設で生活していますか」については明確な回答をしない保護者がいる。写真をなども保護者の年齢構成からスマホアプリの利用も検討いただきたい。また、保護者の意見や要望については、現在の施設状況でいつでも安心して相談や要望を話すことのできる相談室の設置が必要と思われる。
2. 地域の子育て支援の中心施設であることの周知	毎月、園庭開放や子育てに関する相談、援助の場であることを市の広報やホームページで伝えているが、利用される市民が少ないことが惜まれる。今後、周知の仕方の工夫を職員間で検討いただき、さらに子どもと地域の人々との交流の場であり、子育て支援の大切な場であることを広めていただくことに期待したい。
3. 駐車場の暗さの改善	保護者アンケートから夕方の駐車場の足元の暗さの改善を求める声が出されている。防犯・事故防止の観点から具体的な改善策を抽出し、早期の改善に期待したい。
(評価を受けて、受審事業者の取り組み)	
今回、第三者評価を通して、改めて保育の質や安全管理、保護者支援等様々な角度から見直し、課題を認識することができたことをとても感謝しております。また、日頃から私達が目指している、インクルーシブ保育について評価していただけたことは非常に励みとなり、今後も継続して研鑽を重ね取り組んでいきたい思います。他、評価結果は職員と共有し、改善すべき点を整理しながら、保育の質や運営管理の向上に努めてまいります。また、保護者の皆様からのご意見は真摯に受け止め、改善すべき点は迅速に対応していきたく思います。 今回の評価を今後の保育運営に活かし、保育理念である『子ども一人ひとりの育ちを保護者と共に支援し、保護者や地域に信頼される保育園』を目指していきます。	

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目			
				■実施数	□未実施数		
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3		
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3		
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3		
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	4	6	
				計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	5		
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3		
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4		
			職員の就業への配慮	白井市 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5		
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5		
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4		
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4		
			利用者満足度の向上	13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4		
			利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4		
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3		
				16 提供する保育の標準化	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2		
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4		
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4		
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5		
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6		
				22 身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	4		
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6		
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6		
				25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4		
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3		
				子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3		
		5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3		
事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。			4			
災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。			5			
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5				
計					136	0	

## 保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目  整備や実行が記録等で確認できる。  確認できない。

	評価項目	標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。</li> <li>■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)園の保育理念は「子ども一人ひとりの育ちを保護者と共に支援し、地域に信頼される保育園を目指す」であり、保育方針や保育目標など一緒に「入園のしおり」やホームページに記載されている。保育理念や保育方針などは児童福祉法や保育所保育指針等に基づいて作成されている。</p>		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</li> <li>■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</li> <li>■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)事務所内に「子どもの権利条約」「全国保育士会倫理綱領」「保育理念・保育方針・保育目標」を掲示しており、常に目にすることが出来るようにしている。新規職員に対しては「保育理念・保育方針・保育目標」について園長や副園長が説明している。保育の実践については月1回クラス会議で反省を行っている。</p>		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。</li> <li>■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</li> <li>■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)契約時等に理念・方針は「入園しおり」で「運営方針」は重要事項説明書で副園長が分かりやすい説明をしている。保護者にはクラス懇談会や毎月発行の「園だより(クラスだより)」「給食だより」「保健だより」により保育の実践面を伝えている。なお、保育理念は玄関に掲示したり、重要事項説明書にも記載することでより保護者への周知を期待したい。</p>		
4	事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。</li> <li>■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</li> <li>■ 理念・基本方針により重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。</li> </ul>
<p>(評価コメント)子どもの“育ち”を支える環境を整備し、地域社会の中で子どもが健やかに成長していける環境を創り出すことを目的としてしるい子どもプラン(第2期 白井市子ども・子育て支援事業計画)が策定されている。また、保育課や3園の園長が中心にこれからの保育園に対するニーズを適切に捉え方針を決め、公立保育園の課題を解決にあっている。さらに、市全体の保育の質や専門性を重視した保育体制を構築するため、公立保育園の担うべき役割と体制を検討する「白井市公立保育所の役割及び体制検討委員会」から令和6年10月に提言が出されている。</p>		
5	事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。</li> <li>■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。</li> <li>■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)「白井市公立保育所の役割及び体制検討委員会」には公立保育所3園の園長が参画しており、保育課から市の方向性については職員に周知されている。園の方針や課題についてはクラス会議をはじめ各種会議で園長や副園長が出席して、職員の見解が反映するように努力している。</p>		
6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組む指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</li> <li>■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。</li> <li>■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</li> <li>■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</li> <li>■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)職員が常時相談できる環境を作るよう努力している。特に正規職員より非正規職員の方が構成比が高いので、全職員の連携と仲間意識の醸成がチームマネジメントに大切と考え、クラス会議をはじめ各種会議のなかで職員の意見を尊重して働きやすい環境づくりをしている。また、園長との職員面談(年3回)などで職員自身の意見や考えを伝える機会があり、助言や相談にのっている。</p>		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。</li> <li>■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。</li> <li>■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)職員の遵守すべき法令や倫理に関しては、市の新規採用職員は新人研修を受ける。庁内システム内にもアップして周知・確認できるようにしている。それをプリントアウトしてファイルに綴り、全職員が見られるようにしている。個人情報保護についても全職員に周知している。</p>		

評価項目	標準項目
8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。</li> <li>■職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。</li> <li>■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。</li> <li>■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。</li> </ul>
(評価コメント)人事方針については「人材育成基本方針」が市により作成され人事を計画的・組織的に行っている。職務の権限は職務内容(事務分掌)で明記されており、事務所内に掲示されている。人事評価は「白井市職員人事評価規則」の規定によりおこなわれている。評価の結果は規則により評価を受けた職員が開示請求をすることができるとなっている。	
9 事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。</li> <li>■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。</li> <li>■職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</li> <li>■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。</li> <li>■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。</li> </ul>
(評価コメント)職員の出勤及び時間外勤務については人事課との間でデータ管理がされている。これにより定期的にチェックが行われている。職員の人員体制についてはフリー保育士を中心に代替職員の配置を考慮するなどして職員が有給休暇の取得しやすい環境を作っている。また、育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得に配慮した取り組みも行っている。福利厚生事業は千葉県地方公務員共済組合の福利厚生事業を利用している。	
10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■中長期の人材育成計画がある。</li> <li>■職種別、役割別に能力基準を明示している。</li> <li>■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。</li> <li>■個別育成計画・目標を明確にしている。</li> <li>■OJTの仕組みを明確にしている。</li> </ul>
(評価コメント)子ども家庭庁や千葉県保育協議会等の開催する職種別・職種別・目的別の各種の外部研修に計画的に参加させている。この他に園内研修を企画し、実践したうえで考察している。正規職員(任期付きも含む)は職務内容表を作成し、個人目標を設定している。また、階級別の能力別基準は明示されていて行政職・保育士と一緒に適用されている。そこで、現在、保育士用に階級別の能力別基準と市と協力してキャリアアップを考えた体系的な保育全体の研修体制の構築をしているところである。	
11 全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。</li> <li>■日常の援助では、個人の意思を尊重している。</li> <li>■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。</li> <li>■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。</li> </ul>
(評価コメント)子供の尊重や基本的人権への配慮については「保育の質の向上のためのチェックリスト」を年一回全職員に実施することで、職員自身の子どもへのかかわり方が適切なものかどうか、振り返りを行っている。また、全国保育士会倫理綱領を事務室の掲示をして、職員の目につくようにしている。	
12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。</li> <li>■個人情報の利用目的を明示している。</li> <li>■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。</li> <li>■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。</li> </ul>
(評価コメント)個人情報保護は国の個人情報保護に関する法律に基づき運用され、「入園のしおり」や重要事項説明書に記載されていて保護者には説明されている。個人情報保護に関する研修会を市が実施しており、正規職員は全員受講している。また、非正規職員や実習生に対しては随時書面や口頭で周知している。	
13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。</li> <li>■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。</li> <li>■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。</li> <li>■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。</li> </ul>
(評価コメント)保護者との個人面談で必ず園への要望があるかどうかを声掛けして聴くようにしている。個人面談や相談を行った場合には個人記録に記載し、園長、副園長、職員で共有して問題がある場合は迅速に対応できるようにしている。保育参観で行っている個人面談についてはもう少し工夫することやいつでも相談できるような雰囲気をつくらに保護者の満足が高まると思われる。	
14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。</li> <li>■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。</li> <li>■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。</li> <li>■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。</li> </ul>
(評価コメント)重要事項説明書に要望、苦情等に関する相談窓口を明記している。保護者に説明を行っており、玄関の壁にも掲示している。相談等があった場合は、即面談等を行い、保護者の要望、苦情内容を把握し改善に努めている。また、相談・苦情内容によっては保育課に報告して対応を行っている。アンケートで苦情窓口の職員をわからないと答えた保護者が多いので、名前を記載した掲示物をもっと見えやすく大きくして掲示したり、園だよりに記載することにより周知されていくと思われる。	

評価項目	標準項目
15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。</li> <li>■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。</li> <li>■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</li> </ul>
(評価コメント)「保育の質の向上のためのチェックリスト」を毎年11月実施して、自己評価を行っている。また、務評価の自己評価のためのチェックシート作成を毎年1月に実施して行うなどして定期的におこ体制をとっている。また、第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。	
16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業務の基本や手順が明確になっている。</li> <li>■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</li> <li>■マニュアル見直しを定期的に行っている。</li> <li>■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</li> </ul>
(評価コメント)各種業務のマニュアルをわかりやすく作成している。特に保育に関する内容は図解やフローチャートで一見して分かるように作成されている。新規採用職員や異動者にも対応した当番(早番・遅番・土曜日)マニュアルなどがある。マニュアルは職員が定期的に見直しをして差し替えている。マニュアルは教室に常備して職員が見やすいようにしている。	
17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。</li> <li>■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</li> </ul>
(評価コメント)保育園への問合せは随時電話や直接来園でも対応している。市で作成された「保育所等利用のご案内」の冊子が各園に準備され入園までの流れや園内見学の詳細が記載されている。園内見学は保護者の都合を考慮して日程を予約し、書類一式を渡して副園長等が対応している。初めて保育園を利用する保護者にも理解しやすいよう園児ロッカーや持ち物等も実際に見てもらったり、登降園時のQRカードの使用方法や園での日常ルールについて説明しスムーズに園生活が送れるよう質問にも丁寧に回答するよう努めている。	
18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。</li> <li>■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。</li> <li>■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。</li> <li>■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</li> </ul>
(評価コメント)4月入園の場合、入園前面談は入園決定後1月中旬～4月までの間に実施される。保護者には入園面談前までに必要書類を渡しあらかじめ必要箇所を記載しておいてもらう。説明会は発達段階や個性、守秘義務上、1名ずつ入園のしおりにそって、持ち物サンプル等を見せながら約1時間程度をかけておこない、最後に重要事項説明書の同意書に署名捺印してもらっている。面談時に入手した園児情報や保護者の子どもの育ちへの思いや願いについて入園前までに個人カリキュラムに記載して職員間で情報共有をしている。	
19 保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。</li> <li>■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</li> <li>■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</li> <li>■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協働体制の下に作成されている。</li> </ul>
(評価コメント)保育の全体的な計画は、平成29年度に改定された保育所保育指針にそって白井市の公立保育園で基本となる方針を全園長で協議して共通認識のもと作成され各園で年度はじめに職員に周知している。基本的に保育の全体的な計画は、児童憲章、児童に関する条約、児童福祉法等をふまえて作成されているため毎年の作成や大きな変更はないが、法改正等が行われた際、必要に応じて見直しをおこなえる体制は整備されている。	
20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</li> <li>■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</li> <li>■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</li> <li>■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</li> <li>■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</li> </ul>
(評価コメント)全体的な計画に基づきクラス毎に年間指導計画は立案される。月案作成には、毎月クラスの全職員が参加するクラス会議が行われる。発達過程を考慮し保育活動が展開できるよう、当月の振り返りと次月の具体的なねらい、環境構成などについて話し合い、情報共有した上で、月案、週案を立案している。3歳未満児の個別計画は2か月毎に評価と反省をおこない記録している。クラス会議には園長、副園長、フリー保育士(主任)のうち、1名が参加し他のクラスの情報提供や保育活動上必要な助言をおこなっている。クラス全職員参加で且つ管理者参加の会議は、指導計画の実践と振り返り、改善が継続的に進められるしくみとして園運営上の柱となっている。	
21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。</li> <li>■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。</li> <li>■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</li> <li>■好きな遊びができる場が用意されている。</li> <li>■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</li> <li>■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。</li> </ul>
(評価コメント)当園はペーパーレス化と保育者の業務負担軽減のため一部保育業務支援システムを導入し月案を作成している。月案は前月の子どもの姿から次月の保育内容(ねらい、環境構成、保育者の配慮事項、自己評価)を月1回のクラス会議で協議し詳細を記録し運用している。園長、副園長、主任クラスの職員が1名参加し他のクラスの情報を共有して保育活動のベクトル方向を一致させている。子どもたちが戸惑わないような細やかな配慮が記録内容から読み取れる。	

評価項目		標準項目
22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。</li> <li>■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</li> <li>■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</li> <li>■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 温暖化の影響等で戶外活動の制約が多くなっているが保護者から「先生方が工夫してくれるので子どもたちは楽しんでいる」「周囲に沢山の公園があり散歩に行って自然に触れられる」「子どもにとっては遊べるエリアが多く季節ごとの遊びや行事もあり良い環境だと思う」との声もよせられている。年長児は年2回、公共バスを利用して、地域の公園施設等への遠足やプラネタリウム見学等で社会体験の機会を設けている。また、近隣の消防署に勤労感謝の日に手紙を書いて渡しに行く等地域の人達との交流も設けた活動を行っている。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関係をより良くするよう適切な言葉かけをしている。</li> <li>■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。</li> <li>■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</li> <li>■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。</li> <li>■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。</li> <li>■異年齢の子どもの交流が行われている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) コロナ禍以降の保育活動の取組みとして「異年齢児との交流」を徐々に増やしている。朝の自由遊びの時間では年上のクラスの子どもの下の子どもの遊び方を教えたり双方が興味や関心を広げている場面を目にすることがある。保護者アンケートからも「他の学年との交流が多いところが良い」という声が寄せられ、保育者も子どもが活発に生き生きとしている姿をみて継続的にこの取組みを広げていきたいと考えている。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関わりに対して配慮している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</li> <li>■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。</li> <li>■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li>■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 当園は、特別な配慮を必要とする子どもを受入している施設で、児童発達支援事業所と連携し児童情報確認書を作成して客観的判断の上、保護者の承認を得て加配の職員を配置している。集団生活の中で他の子どもたちや職員が戸惑うことなくスムーズな日常生活が送れるようクラス会議や個別記録を確認しながら保育活動を行っている。小学校入学前には白井市の「かけ橋プログラム」にそって小学校と定期的な情報交換を行い、園での活動や小学校の授業の様子を担当職員が見学する機会等を設け入学準備をすすめている。</p>		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。</li> <li>■担当職員の研修が行われている。</li> <li>■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</li> <li>■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 各クラスは多様な働き方をする複数人の職員で構成されシフト制である。クラス担任への問合せや相談が行えるように、担任の1週間分の早番、遅番のシフトを玄関に開示し保護者とのコミュニケーション不足がおきない様に努めている。日々の園での様子や健康面については連絡帳や登降園時に口頭説明、各勤務帯への申し送りを行い、他に伝達漏れがないように朝から降園時までの特記事項を記録した「引継ぎ視診チェック表」を活用している。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。</li> <li>■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。</li> <li>■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 0, 1, 2歳児は毎日3歳以上は必要な時に連絡帳で保護者と共有している。保育参加の際には個人面接をしている他、必要時には随時相談を受けている。保護者から受けた相談は記録し、園長・副園長に報告している。就学に向けて小学校の教諭が保育園を訪問し、保育士が小学校に行って情報を得ている。保護者の理解を受け、保育所児童保育要録を小学校に送付している。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</li> <li>■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</li> <li>■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。</li> <li>■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 年間の保健計画を策定し、内科検診年2回・歯科検診年1回実施している。特に午睡時の10分毎の健康チェック、視診チェック表を利用して身体チェックが毎日行われている。職員に健康に関するマニュアルを整備し、周知している。保護者向け毎月のほけんだよりに病気や健康に関する情報を発信している。不適切な養育に関する情報は保健所、市役所と共有している。</p>		

評価項目		標準項目
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</li> <li>■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</li> <li>■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 入園のしおりには子どもの病気(症状に合わせた対応)の詳細が分かりやすく説明され、感染症の登園のの基準が明記されている。感染症・疾病には看護師が中心となり保護者に連絡し、各保護者に感染症情報をマチコメールで配信、園内に掲示して周知を図っている。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</li> <li>■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</li> <li>■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</li> <li>■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</li> <li>■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 玄関にはその日の給食のサンプルが置かれ、保護者に食事の内容がわかりやすく工夫されている。子どもたちが園庭で収穫した野菜を給食に使ってもらい、栄養士は栄養素の3つのグループ分けを年長児と共に楽しく食育を行っている。アレルギーのある子どもについては医師の診断の下、誤食防止を徹底している。食事は個別の成長に合わせて適宜調節し、自分で適量を考えるよう指導されている。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</li> <li>■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</li> <li>■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 毎月「ほけんだより」を発行し、季節ごとの施設内外の衛生情報を発信し周知している。職員は遊具の消毒や手洗いの徹底指導により感染対策をとっている。保育室内は広く、常に清掃に心がけていて清潔で整理整頓されている。各保育室のエアコンスイッチ近くには適正な温度を設定するよう表示されている。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</li> <li>■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</li> <li>■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</li> <li>■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 事例ごとの詳細なマニュアルを整備し、小さなヒヤリハットも報告し合い、原因を含め情報を共有して事故防止に努めている。事故の場合には保護者への連絡、受診結果等を検証し、再発防止策を検討している。園内の遊具は毎朝、チェック表を基にネジや金具も点検している。施錠の徹底や防犯対策に努めている。保護者からのアンケートから周囲の柵の低さと駐車場の足元の暗さへの要望が表出されている。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</li> <li>■定期的に避難訓練を実施している。</li> <li>■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</li> <li>■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</li> <li>■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 災害におけるBCPを作成し、役割分担やマニュアルを整備している。毎月災害の設定を変えての避難訓練を行い、年1回は消防署立ち合いの下での訓練を行っている。当園は福祉避難所となっており原則として避難場所となっているが、危険があるときには近隣の小学校に避難することになっている。入園のしおりには子どもの引き渡し等の詳細な対策が明記されており、わかりやすい内容となっている。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の子育てニーズを把握している。</li> <li>■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</li> <li>■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</li> <li>■地域の子育て支援に関する情報を提供している。</li> <li>■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 毎月、園庭を開放し地域の子ども遊びの場を提供できることを市の広報やホームページで周知している。また地域の中での子育てに関する相談、援助の場であることを伝えているが、利用される市民が少ないことが惜まれる。今後、周知の仕方の工夫を検討いただきさらに子どもと地域の人々との交流の場と子育て支援の基幹であることを広めていただくことに期待したい。</p>		